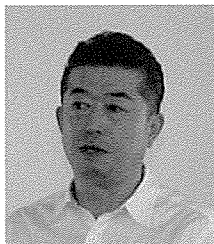


尾張北支部 事例に学ぶ、企業経営の向上を図るための勉強会

尾張北支部（中野兼司支部長）の講習会が、7月19日（火）午後2時から、グリーンパレス春日井（春日井市東野町）にて、会員28名が出席のもと開催されました。講師に当協会賛助会員である行政書士牟田美智代事務所代表の牟田美智代氏を迎え、「優良産廃処理事業者の意外な落とし穴」～事例に見るリスク管理～と題して、社会保険労務士、行政書士としての立場から会員企業の方々が陥りやすい盲点について、講演がありました。

講習会は川合邦史委員の司会にて始まり、中野支部長は挨拶で「今回はリスク管理の話だけではなく、事例をもとにお話いただき、身近なことが知らないうちに法を犯してしまっていた、そういったリスクをどのように管理していくか、本日の講習が皆様の事業の運営において、ヒントとして役立つことを願っております。」と述べました。



挨拶する中野支部長



講師の牟田先生

講習会の冒頭、産廃業の業務管理は難しいと始まり、それは何故かという、事故やトラブルが多いため事業主責任を問われることが、他業種に比べ多いというのが理由に上がりました。リスクは、行政から同業他社から、中には従業員から起こることもあるため、具体的な事例を交えて進められました。

はじめに「許可要件」として、①経理的要件 ②法的講習 ③欠格要件 ④その他（車庫、車両、標準処理期間）⑤変更届、中でも欠格要件の破産者は、免責許可が出れば3～6か月で復権するため、破産者は何年も欠格のままではないとのことでした。

「業務管理」は、①委託契約書 ②マニフェスト ③その「物」どうしていますか？ ④立入検査 ⑤両罰規定 ⑥車両・ドライバー管理 ⑦労災事故その他、の①～⑤を牟田美智代事務所の清水沙織氏から解説がありました。特に両罰規定では、不法投棄をし

た従業員の刑罰は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、併せて法人に対して最悪は3億円の罰金とのことでした。また車両ドライバー管理のひき逃げでは、牟田先生から誰もが陥る人の心の弱さについて語られ、もし事故を起こしてしまった場合、絶対その場から逃げてはいけない！逃げたらアウト！従業員の方に必ず守るように明日伝えてください！と人としての教えも含め強く話されました。



講師の清水氏

「不適正処理事例」では、①大手ゼネコンによる不法投棄 ②1級河川に汚水放流 ③有価物と廃棄物 ④無許可営業（積替え保管）⑤下取り行為、その中には大手ゼネコンの不法投棄は、匿名の告発文が警視庁に届いて発覚したとのことでした。

質疑応答では、社内で慣例的な不法投棄の事例を教えてほしいとの質問があり、汚泥や廃油を水と混ぜて川に流してしまう、ちょっとずつなら分からない、という例を上げました。ヒューマンエラーを含む原因は、企業ぐるみの根深さが感じられるとのことでした。牟田先生のお話は、少し名古屋弁交じりの親しみやすい言葉で、難しい法律をかみ砕いて表現されるため、聞き手に消化しやすく心に響きます。終了後も参加者が牟田先生の周りに多く集まり、実り多き講習会でした。

受講者の感想

- ・事例が多く分かりやすかった。
- ・親しみを込めた話し方で、好感が持てた。
- ・自社での見直しをするきっかけになった。他

